

府内御城再築御願一件

三ツ股 正明

はじめに

本稿で紹介する史料は寛保三年(一七四三)の火災により焼失した府内城を再築する際、幕府との手続きの経緯を記したものである。

江戸時代諸大名の城郭が武家諸法度により厳しく統制されていたのは周知の通りであるが、本史料を紹介する前にこの武家諸法度の内容について少々触れておきたい。

寛保三年当時に該当する法度の条文を見てみると、

一 新規之城郭構營堅禁止之、居城之障壘石壁等敗壞之

時は、達奉行所、可請差図也、櫓堀門以下は如先規
可修補事
(享保二年法度)

とあり、修再築する場合は必ず幕府に届出をし、許可を受けるというプロセスになつてゐるが抽象的であり、届出の方法や手続関係の具体的な内容については触れておらず、この法

度以外にもその内容に触れた法令等は管見の限り見当たらぬ。したがつて実際どのような手続きが幕府と諸大名との間で行われていたかを知るには、奉書や諸藩側の記録から窺わねばならないが、この件に関しては白峰匂氏が詳細に研究されている^[1]。

以下史料により府内藩の場合、どのような手続きが行われたかを紹介し、その後若干の補足を加えたい。

寛保三癸亥年

府内御城再築御願一件

十二月十二日

一 今度御城御再築御願被差出候付、絵図面朱引御願書等

認方御内々ニ而御直シ被下候様御祐筆組頭大橋藤九郎

様江岡本勘之進被遣候處、来ル十五日藤九郎様於御宅、

絵図面朱引等可被成御相談候間、勘之進外ニ御在所御

城之様子呑込罷在候者老人致同道候様仰ニ付、其趣相

伺候處、權藤安之右衛門可被遣旨

御意ニ付、安之右衛門江中渡之

十二月十五日

一 大橋藤九郎様江岡本勘之進、權藤安之右衛門伺候、絵

図朱引等御直相済罷帰ル

同十六日

一 大橋藤九郎様昨日絵図面御内々ニ而被成御相談候付、

右為御挨拶絵図面朱引三百疋被遣之、尤藤九郎様御用人江勘之

進方舟遣之

同十七日

一 絵図并御願書如御差図出来ニ付、勘之進、安之右衛門

又々罷越入御内見候處、御差図之通無相違出来候之間、

來ル十九日藤九郎様御當番候間、何卒十九日ニ御用番

同十九日

一 御用番松平伊豆守様江岡本勘之進を以府内御城御再築

下絵図并御願書共ニ御用入堀江忠右衛門江差出候處、

追而御差図可被成旨同人を以被仰出之候

同日

一 伊豆守様江御再築御絵図被差出候旨松平左近将監様江

茂御使者勘之進を以被仰進之

同廿二日

一 伊豆守様御用人渡辺右仲、関根孫市手紙を以老人可

參旨申來候付、勘之進被遣候處、関根孫市を以此間此

間被差出候御下絵図并御願書此通ニ相調御勝手次第本

絵図差出候様被仰出之

同廿四日

一 伊豆守様江勘之進を以本絵図并御扣絵図御願書扣共ニ

式通御用人堀江忠右衛門江差出候處、御願書末之文言

相除候様伊豆守様御差図ニ付、翌廿五日認直シ勘之進

持來之忠右衛門江相渡候處、追而御差図可被成旨同人

伊豆守様江御差出被成候様藤九郎様被仰候之由兩人罷

帰申聞之

を以被仰出之

同廿五日

寛保三年
十二月廿九日

信祝

一 伊豆守様江今朝本繪圖被差出候段松平左近將監様江勘

之進を以被仰遣候

同晦日

土岐丹後守
本多中務大輔
忠良
松平左近將監
松平對馬守殿
賴穏
秉邑

一 伊豆守様御用人堀江忠右衛門、関根孫市ら連名以手紙

老人可參旨申來候付、勘之進即刻被遣候之處、御用人

奥村祖父右衛門御奉書一通御渡被成候、御奉書御文言

左之通

以上

豊後國府内城火事之節天守一ヶ所、櫓拾四ヶ所、

多門壱ヶ所、大門式ヶ所、冠木門三ヶ所、廊下橋

式ヶ所、番所壱ヶ所其外東丸、西丸、山里曲輪家

作不殘燒失付而如先規取建之事、本丸天守台東

之方石垣壱ヶ所、東大門左右石垣式ヶ所、同所北

之方渡櫓下石垣壱ヶ所燒損候付而築直之事繪圖失

引書付之趣得其意候、願之通以連々如元可有音請

候 恐々謹言

松平伊豆守

十二月晦日 御名尔御判

御名

松左近將監様

松伊豆守様

本中務大輔様

土丹後守様

參尊答

同晦日

一 御再築御願之通御奉書を以首尾能被

仰出候ニ付、右為御禮御用番伊豆守様斗江

殿様即刻

被成御勤候

伊豆守様江被差出候下絵図ニ相認候ケ條之分左之通

豊後國府内城燒失ニ付普請之覚

本丸艮之方四重天守堀ヶ所焼失仕候

同所統東方渡櫓堀ヶ所焼失仕候

同所東大門堀ヶ所焼失仕候

同所統南方渡櫓堀ヶ所焼失仕候

同所坤之方二重櫓堀ヶ所焼失仕候

同所統西方渡櫓堀ヶ所焼失仕候

同所北大門堀ヶ所焼失仕候

同所統西方渡櫓堀ヶ所焼失仕候

同所北方二重櫓堀ヶ所焼失仕候

同所統渡櫓堀ヶ所焼失仕候

同所良方菱櫓堀ヶ所焼失仕候

同所東方冠木門堀ヶ所焼失仕候

同所西方升形冠木門堀ヶ所焼失仕候
同所東方冠木門堀ヶ所焼失仕候
同所良方菱櫓堀ヶ所焼失仕候
同所東方多門堀ヶ所焼失仕候
同所統廊下橋堀ヶ所焼失仕候
二之曲輪東丸家作不殘燒失仕候
同所巽之方平櫓堀ヶ所焼失仕候
同所東之方三階櫓堀ヶ所焼失仕候
同所艮之方二重櫓堀ヶ所焼失仕候
同所西方冠木門堀ヶ所燒失仕候
同所平櫓堀ヶ所燒失仕候
同所西丸家作不殘燒失仕候
同所乾之方二重櫓堀ヶ所燒失仕候
山里曲輪家作不殘燒失仕候
同所南方廊下橋堀ヶ所燒失仕候
三之曲輪侍屋鋪不殘燒失仕候
同所西方番所堀ヶ所燒失仕候
同所西之口二重櫓堀ヶ所燒失仕候
本丸天守台東方石垣堀ヶ所高三尺横式間燒損申候

相除御差出候様伊豆守様御差図認方紙等右同断
依之以下絵図奉窺候宜被成

御差図可被下候

一 御下絵図 美濃紙裏打

御名之下ニ両判与書之絵図通ニ候表ニ 豊後國府内

城絵図與認之、尤左之方ニ御名

一本絵図 鳥之粉紙裏打

御名之下ニ御両判絵図通ニ候表ニ 豊後國府内

圖與認之、左之方御名

御扣絵図 美濃紙裏打

御名之下ニ両判と書之、御下絵図同様

一 絵図袋 程村紙

上ニ 豊後國府内城絵図與認之、左之方ニ御名

一 御再築御用懸人數左之通

手嶋善太夫

岡本勘之進

權藤安之右衛門

小畠豊左衛門

十二月 松平対馬守

絵図認候人數

堀蘭右衛門

本絵図被差出候節、御願書右同断之内末之御文言如左

右之通天守、櫓、門并家作等焼失仕候分絵図朱引之通
如先規取建之、焼損候石垣築直之儀以連々如元普請仕
度奉願候以上

同十九日

一下絵図ニ相添被差出候御願書文言左之通

奉書半切美濃紙折懸

豊後國府内城当四月火事之節天守壱ヶ所、櫓

拾四ヶ所、多門壱ヶ所、門五ヶ所、廊下橋式ヶ

所、番所壱ヶ所、其外東丸、西丸、山里曲輪

家作焼失仕、并石垣四ヶ所焼損候付而右焼失

之分取建之、焼損候石垣築直之以連々如元普

請仕度奉願候、依之下絵図を以奉窺候、宜御

差図被成可被下候以上

〔補足〕

以上史料を見てきたが、手続きの経緯を簡単にまとめるに、
 ①老中（月番老中）に絵図や願書を提出する前に右筆組頭
 （表右筆）の内覧を受け、絵図面朱引や願書内容の相談を
 受ける。

②絵図、願書の内容を修正した後、月番老中へ提出（この
 段階で修正の必要が生じた場合は再提出）。

③老中奉書発給

④奉書を発給した老中に請状を提出

となる。史料を紹介する前に「府内藩の場合」と記したが、
 多少の違いはあるものの、手続きの方法や、絵図朱引の方法、
 願書の内容やその文言まで定型化されており、必然的にどの
 藩の願書も文言まで同一となつてゐるのは次の史料からも窺
 うことが出来る。

一 肥前佐賀松平丹波守様、因幡鳥取松平右衛門督様、越
 後之内高岡牧野駿河守様右三ヶ所之御城享保年中ニ焼
 失御普請御願之節、公儀江上り候御絵図御書付等七左

衛門御心入を以隱密ニ御見セ、則此方様御願絵図之仕立御文例等准右仕立候様御指図有之也。——^二豊敷公紀

これは享保十四年（一七二九）に火災により焼失した高知城に關する土佐藩の記録であり、同じ享保年中に再築願を提出した佐賀城、鳥取城、長岡城の事例を幕府側から見せ、これらに准じて仕立てるよう指示を出している。さらに同史料によれば、

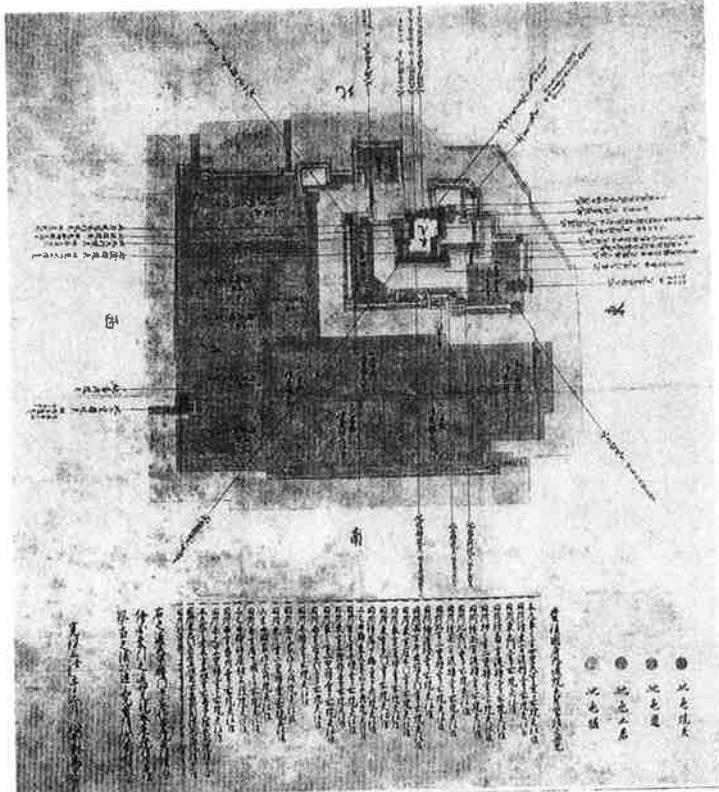
一 七左衛門殿密密被仰聞候者、何方様之御願も先下絵図を以御老中御用番様江御伺被仰込引受之上、其下絵図御筆頭中江御渡し、尤御請願筋之前例障之有無御役手江御内僉議有之、御奉書之御認方等御僉議被成無障にいたり精絵図御出し候様に御指図有之、又精絵図を以御筆頭中江御再吟、其上ニ而達上聞於被遂間召者御済口之御奉書出申格之由ニ候事

とあり、どの大名でもまず下絵図をもつて「御伺」を立てて幾多の手続きを経て奉書の発給に至つてはいることからも、書式、文言が定型化されていたことが窺われるのである。

なお図1は再築願とともに幕府に提出した絵図（ただしこれは府内藩側の控絵図）である。

(1) 白峰匄「居城修補規定の実際的運用について」(『城郭史研究』

注



(図1) 豊後府内城絵図(大分県立大分図書館所蔵)